

平 19 福情答申第 6 号
平成 19 年 10 月 24 日

福岡市長 様
(消防局予防部予防課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉 野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分及び非公開決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき, 平成 18 年 12 月 7 日付け消予第 1507 号により諮問を受けました下記の審査請求について, 別紙のとおり答申いたします。

記

「火災原因調査報告書 福岡市博多区〇〇●丁目〇番●●号」の一部公開決定処分に対する審査請求

1 審査会の結論

「火災原因調査報告書 福岡市博多区〇〇●丁目〇番●●号」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市消防長（以下「実施機関」という。）が一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分を除き、公開することが妥当である。

- (1) 火災原因調査報告書の損害額欄の金額
- (2) 別表に記載した部分

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 18 年 10 月 2 日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成 18 年 9 月 25 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- ② 平成 18 年 10 月 2 日、実施機関は、本件対象文書については、条例第 11 条第 1 項の規定により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 平成 18 年 11 月 24 日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成 19 年 3 月 8 日の当審査会第 1 部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

- ① 非公開部分があるため火災の実情が分からない。
- ② 審査請求した理由としては、審査請求人及び補佐人が所有するビル 1 階飲食店店舗から火災が発生したが、当日の実況見分、保険会社による見分、審査請求人による周辺事業者等からの聞き取りなど、様々な情報に接し、火災原因に疑問を持った。他の情報と照らし合わせ、確認するためにも、消防局にて調査した本件火災の情報を公開してもらいたい。
- ③ 実施機関から火災直後の聴取内容しか記録しないと説明されたが、火災という異常事態で気が動転している者にそれを要求することは無理がある。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成 19 年 1 月 19 日付け弁明意見書及び平成 19 年 3 月 8 日の当審査会第 1 部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

① 公開請求対象文書について

公開請求の対象となっている文書は「火災原因調査報告書」である。

この「火災原因調査報告書」は、火災調査書類の中核をなすもので、焼損物件を見分し究明した事実、関係者の供述などをもとに、消防機関が最終結論に至った論理構成や考察・判断を記録するもので、具体的には、火災原因判定書で結論づけした「発火源」、「経過」、「着火物」、「出火箇所」、「出火原因」などをとりまとめた報告書である。

本件請求となっているのは、「平成18年7月15日に福岡市博多区〇〇●丁目〇番●●号で発生した火災についての報告書」である。

② 火災原因調査報告書（添付資料含む。）の条例第7条各号の該当性について

当初公開しない部分の理由として、条例第7条第1号及び第2号のみで決定していたが、一部に第5号も重複して適用されることから追加する。

ア 火災原因調査報告書の関係者情報部分等の第1号該当性

関係者の氏名、年齢及び職業は、特定の個人を識別できる個人に関する情報であること、り災建物状況及び損害額は、当該り災建物所有者の情報で、特定の個人は識別できないが、公にすることにより、個人の財産権にかかる権利利益を害するおそれがある情報として、第1号に該当する。

イ 火災原因判定書のり災概要等の第1号及び第5号該当性

出火建物の判定の中の個人が所有する建物の焼損状況等は、個人の財産情報とされることから、第1号に該当する。

また、出火箇所及び出火原因の判定の中の関係者の供述等の情報は、火災現場の目撃者、当該り災建物の関係者等からできる限り必要な情報を収集するために、その聴取内容については非公開とすることを前提として事情聴取を行ったものであり、聴取された事実が公開扱いとなると、今後、関係者が自己に不利益が及ぶことを憂慮し発言を控えるなど、必要となる具体的、客観的な情報が十分得られなくなるおそれがあり、今後の火災原因調査に著しい支障を及ぼすおそれがあり、第5号に該当する。

ウ 実況見分調書のり災概要等の第1号該当性

前記イ前段と同様財産情報とされることから、第1号に該当する。

エ 出火出動時の見分書の見分状況部分の第1号及び第2号該当性

出火出動時の見分書は、火災に関係する市民等の行動に関する情報、供述及び法人等に関する情報について、現場到着時の早い時期に消防隊員が捉えたもので、延焼状況、火元建物内部の状況及び関係者の供述内容等が具体的に記載されており、個人に関する情報及び法人等事業情報として、第1号及び第2号に該当する。

オ 質問調査報告書の供述内容の第1号及び第5号該当性

供述者の供述内容については、特定の個人を識別できる個人に関する情報であり、第1号に該当する。本人の同意がある場合以外は非公開とする取扱である。

また、火災現場における焼損状況及び火災原因究明等を的確に把握するため

には、関係者からの事情聴取は必要不可欠なものであり、火災の原因調査業務においては実況見分調書と併せて火災原因判定の根拠となるものである。

通常、関係者からの事情聴取は任意に行われるものであるが、関係者から聴取された事実が公開する扱いとなると、今後、関係者が自己に不利益が及ぶことを憂慮し発言を控えるなど、必要となる具体的、客観的な情報が十分得られなくなるおそれがあり、今後の火災原因調査に著しい支障を及ぼすおそれがあり、第5号に該当する。

カ 添付図面の第1号該当性

添付図面には本件請求対象物以外の名称及び面積等が記載されており、これらの情報は建物所有者の所有財産情報とされることから、第1号に該当する。

キ 写真の第2号該当性

添付写真の中には、所有者が所有する建物内部の状況及び複数の建物情報が撮影されていることから、法人等事業情報の第2号に該当する。

ク その他

添付書類である参考資料の報告書（ガス管確認結果）については、当該ビルに関する情報であり、第2号及び第5号に該当する。

③ 結論

公開請求の対象となっている火災原因調査報告書及びこれに添付する書類には、個人情報、法人等事業情報及び行政運営情報等の非公開情報が数多く記載されている。

これらの情報は、個人のプライバシーの保護や行政機関として公にすることにより、事務又は事業の性質上、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、実施機関たる処分庁が行った本件処分は適切であり正当かつ妥当な処分である。

4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 火災調査の目的及び法的根拠について

福岡市消防活動基本規程（平成5年3月29日消防局訓令甲第2号）第94条において、火災調査（消防法（昭和23年法律第186号）第31条に規定する火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査をいう。）は、将来の火災を予防し、又は効果的な火災防ぎょ活動のあり方を研究するために必要な基礎資料を得ることを主眼として実施するものと規定されている。また、福岡市火災調査規程（平成5年3月29日消防局訓令甲第3号。以下「調査規程」という。）第4条に、調査の種別としては、「原因調査」及び「損害調査」を行うものとされている。

(2) 本件対象文書について

- ① 本件対象文書は、調査規程第26条の「署長は、火災の鎮火後、調査の結果に基づいて、別に定める火災原因調査報告書（添付書類を含む。）及び火災調査報告書（添付書類を含む。）を作成しなければならない」との規定に基づき作成された火

災原因調査報告書(添付書類を含む。)で、以下のものから構成されている。

ア 火災原因調査報告書

火災調査書類の中核をなすもので、焼損物件を見分し究明した事実、関係者の供述などをもとに、消防機関が最終結論に至った論理構成や考察・判断を記録するもので、具体的には、火災原因判定書で結論づけした「発火源」、「経過」、「着火物」、「出火箇所」、「出火原因」などをとりまとめた報告書である。

イ 火災原因判定書

実況見分、質問、収集した資料等を総合的に検討して火災の原因を判定したものである。

ウ 実況見分調書

火災鎮火後の実況見分に基づいて、火災現場における物の存在及び状態等を記録したものである。また、補足資料として、火災現場全体の建物配置状況を表した現場付近見取図、火元建物付近の建物配置状況図、火元建物周辺図及び写真撮影位置図、火元建物の室内状況を表した平面図(略図)、火元建物の室内写真撮影位置図とがある。さらに、罹災状況をあらゆる側面から撮影した写真説明表も添付されている。

エ 出火出動時の見分書

出火出動時の見分書は、火災に関係する市民等の行動に関する情報、供述及び法人等に関する情報について、現場到着時の早い時期に消防隊員が捉えたもので、延焼状況、火元建物内部の状況及び関係者の供述内容等が具体的に記録されたものである。

オ 質問調査報告書

火災に関係ある者に対して必要事項を質問し、その者から任意に得た供述を記録したものである。

カ 報告書

ガス事業者からの火元建物におけるガス管の調査に関する報告書である。

- ② 実施機関は、本件対象文書には個人情報、法人等事業情報及び行政運営情報等の非公開情報が数多く記載されていると主張している。これらの情報は、個人のプライバシーの保護や行政機関として公にすることにより、事務又は事業の性質上、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第7条第1号、同条例第2号及び同条例第5号に該当することを理由に一部非公開としたものである。
- ③ しかしながら、実施機関は、本件決定において非公開とした部分のうち、異議申立人に係る情報について、異議申立人に情報提供を行っていることが認められ、異議申立人も、情報提供された部分については異議を申し立てていない。
- ④ したがって、当審査会においては、本件対象文書のうち、現在においても実施

機関が非公開としたもののうち、異議申立人が異議を申し立てている部分（以下「本件非公開部分」という。）についての妥当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

① 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とすることを定めたものである。

② 火災原因調査報告書の関係者欄の氏名、年齢及び職業について

ア 実施機関は、関係者欄の氏名、年齢及び職業は、特定の個人を識別できる個人に関する情報であるとして非公開としている。

イ 当審査会が実施機関から聴取したところによると、関係者は火元建物内の店舗の占有者で、飲食業を営む法人等の代表者であることが確認できた。

ウ しかし、関係者は法人等の代表者であるとしても、関係者欄に記録された氏名、年齢、職業という項目は、多分に個人的性格が強いものを表しているとも考えられ、個人としての情報に該当することも否定できず、記載項目のみからは、単純に個人情報でないと判別することが困難であると認められる。

エ そこで、本件事案について検討すると、火災が法人の営業店舗で発生しており、その場合に、法人の代表者は、火災状況について法人を代表して対応等していると考えることが合理的で、個人としての対応と考える特別の理由も明らかに存在するとは認められない。したがって、関係者欄の氏名、年齢及び職業は、第1号の個人情報には該当せず、条例第7条第2号（以下「第2号」という。）の法人等事業情報に該当し、非公開とすることが妥当かどうか検討すべきと判断する。

オ 第2号は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に規定する一定の例外的な情報を除き、非公開とするものと定められている。

カ 関係者欄の氏名、年齢及び職業について、法人の代表者の場合は、商業登記等により法人の代表者名、役職名、代表者の住所、生年月日等は閲覧できるものであることから、閲覧できるものを公にしても法人等の事業の支障になるものとは認められないため、法人等事業情報には該当せず、公開することが妥当である。

③ 火災原因調査報告書のり災建物状況欄のうち全焼（全壊）、部分焼（一部破損）、ぼや、消火損棟（水損・破損）の棟数、焼損表面積及び損害額欄の金額について

ア 実施機関は、り災建物状況欄のうち全焼（全壊）、部分焼（一部破損）、ぼや、消火損棟（水損・破損）の棟数、焼損表面積及び損害額欄の金額は、当該り災建物所有者の情報で、特定の個人は識別できないが、公にすることにより、

個人の財産権にかかる権利利益を害するおそれがある情報として、第1号に該当すると主張している。

イ まず、実施機関が非公開としたり災建物状況欄の火災区分ごとの棟数は、当該火元建物以外のり災建物について焼損状況に基づき区分した棟数であると認められるが、各建物の所有者は、実況見分調書によると、所有者が法人である建物はもちろん、所有者が個人である建物もその用途から個人の住居とは認められないため、個人の所有者も個人事業主と考えることが妥当で、法人又は個人事業主の所有するり災建物の棟数は、第1号の個人情報には該当せず、第2号の法人等事業情報に該当するものと認められることから、第2号の該当性を検討すべきと判断する。

ウ そこで、法人等事業情報の該当性を検討すると、り災建物の焼損状況は、火災場所の住所が明らかで、その火元建物も含めたり災建物も容易に特定され、本件事案における各建物ごとの焼損状況は、外観上明らかに分かる事から、焼損状況ごとに区分された棟数も容易に分かるものと認められるとともに、また、焼損状況によりどの程度営業等へ影響があるか明らかではなく、公にしても、当該法人等の事業に支障となるとは認められず、第2号に該当しないものと判断されることから、公開することが妥当である。さらに、焼損表面積については、各り災建物の焼損状況も軽微なものと認められることからすると、公にしても、当該法人等の事業に支障となるとは認められず、第2号に該当しないものと判断されることから、公開することが妥当である。

エ 次に、損害額欄の金額は、法人等が所有する建物の火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人等の財務状況に関する情報であると認められるため、公にすると当該法人等の経営上の負担等を取りざたされるなど事業活動が損なわれるおそれがあることから、第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

④ り災建物の名称、概要、焼損状況等について

ア 実施機関は、火災原因判定書の「2 出火建物の判定」の項目中の個人が所有する建物の焼損状況等は、個人の財産情報とされることから、第1号に該当すると主張している。また、実況見分調書のり災概要等も同様に財産情報とされることから、第1号に該当すると主張している。さらに、添付図面には、本件請求対象物以外の名称及び面積等が記載されており、これらの情報は建物所有者の所有財産情報とされることから、第1号に該当すると主張している。

イ 実施機関が非公開とした部分は、火元建物以外のり災建物の名称、所有者名、所有者住所、建物住所、建物構造、建て面積、延べ面積、建物の焼損状況及び火元建物を含めたり災建物内の店舗名で、り災建物に関する情報である。り災建物に関する情報については、上記4(3)③イで述べたとおり、第1号の個人情報には該当せず、第2号の法人等事業情報の該当性を検討することになるが、火元建物以外のり災建物の名称、建物住所、建物の焼損状況は、火元建物の住所が明らかであることから、その近辺にあるり災建物は、外観上焼損状況が明らかであり、さらに看板や住宅地図等により建物名称も容易に分かるものである。また、焼損状況によりどの程度営業等へ影響があるか明らかではなく、当

該法人等の事業に支障となるとは認められず、第2号に該当しないものと判断されることから、公開することが妥当である。

ウ 次に、火元建物以外のり災建物の所有者名、所有者住所、建て面積及び延べ面積については、り災建物の所在地が分かることから、不動産登記簿を閲覧することにより誰でも容易に分かるものである。さらに、火元建物を含めたり災建物内の店舗名についても、看板や住宅地図等によりその名称も容易に分かるもので、公にしてもどの程度営業等へ影響があるか明らかではなく、当該法人等の事業に支障となるとは認められず、第2号に該当しないものと判断されることから、公開することが妥当である。

⑤ 供述者の氏名、年齢、住所、聴取場所、供述内容について

ア 実施機関は、火災原因判定書、実況見分調書、出火出動時の見分書、質問調査報告書の供述者の供述内容等については、特定の個人を識別できる個人に関する情報であり、第1号に該当し、本人の同意がある場合以外は非公開とする取扱であると主張している。

イ 火災に関する関係者の供述は、実施機関が火災調査を実施するに当たり、火災に関係のある者に対し、消防法第32条第1項の規定に基づき、調査のため必要がある場合に質問した内容を記録したものであり、実施機関は、火災原因判定書の供述者の氏名と供述内容、実況見分調書の供述内容、出火出動時の見分書の供述内容、質問調査報告書の聴取場所、被質問者住所、同氏名・年齢、供述内容を非公開としたものである。

ウ 供述者の氏名、被質問者住所、同氏名・年齢は個人情報に該当することは明らかである。しかし、供述内容には、供述者の氏名、従業員の氏名のように個人が特定できる情報と従業員の分担業務、勤務の開始時間、勤務期間、国籍に関する情報のように供述者をはじめ、限られた者しか知り得ない情報で、他の文書等と照合することにより、供述者を特定又は特定し得る情報と認められるものが含まれているばかりではなく、単に店内及び火災時の状況等のように他の情報と照合したとしても、供述者等を識別することができる、又は、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報とは認められない情報が含まれていることが認められた。

エ したがって、供述者の氏名、被質問者住所、同氏名・年齢及び供述内容のうち特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と照合することにより特定の個人を識別できると認められる部分は、第1号に該当するものと認められることから、非公開とすることが妥当であるが、供述内容のうち特定の個人を識別することができず、他の情報と照合したとしても個人を特定できない部分については、第1号に該当しないものと認められることから、公開することが妥当である。

オ 聴取場所については、公開されている火災現場の住所、博多消防署の住所であること及び電話で聴取した旨の記録が確認できたが、火災現場の住所、博多消防署の住所は個人情報に該当しないものと認められるため、公開することが妥当である。さらに、電話で聴取した旨の記録は、何ら個人情報に該当するも

のとは認められないため、公開することが妥当である。

(4) 第2号（法人等事業情報）該当性について

① 写真について

ア 実施機関は、添付写真の中には、所有者が所有する建物内部の状況及び複数の建物情報が撮影されていることから、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法人等事業情報の第2号に該当すると主張している。

イ 非公開とした写真には、火元建物以外のり災建物内の店舗の厨房や客席を撮影したもの、公道等から火元建物を含みり災建物の外壁等の焼損状況を撮影したものが認められる。なお、実施機関は、火元建物のみを外観及び内部を撮影した写真を異議申立人に任意提供している。

ウ 当審査会としては、火元建物を指定されて請求がなされていること、公道からの外観や客席は不特定多数の者が見ることが可能であると判断されること、また、店舗内の厨房についても、不特定多数の者が見る可能性は少ないが、厨房を公開することにより店舗の営業に支障となる特別の理由も認められないことから、公にしたとしても、当該法人等の事業に支障となるものとは認められず、第2号に該当しないと認められることから、公開することが妥当である。

② 報告書について

ア 実施機関は、添付書類である参考資料の報告書（ガス管確認結果）について、当該ビルに関する情報であり、第2号に該当すると主張している。

イ 火元建物は、上記4(3)③イで述べたとおり、火元建物内で店舗による営業が行われているというその用途から個人の住居とは認められないため、火元建物に関する情報は第2号の法人等事業情報に該当するものと認められる。

ウ 火元建物の火災が、ガス管の腐食により漏れたガスに引火し発生したことは本件対象文書において既に公開している事実であることからすると、火元建物に関する報告内容を公にしたからといって、火元建物を所有する当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、第2号に該当しないと認められることから、公開することが妥当である。

(5) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

① 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報や人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある情報等が挙げられている。

② 関係者の供述について

ア 実施機関は、火災原因判定書及び質問調査報告書の関係者の供述等の情報は、火災現場における焼損状況及び火災原因究明等を的確に把握するためには、関係者からの事情聴取は必要不可欠なものであり、火災の原因調査業務においては実況見分調書と併せて火災原因判定の根拠となるものである。火災現場の目撃者、当該被災建物の関係者等からできる限り必要な情報を収集するために、その聴取内容については非公開とすることを前提として事情聴取を行ったものであり、聴取された事実が公開扱いとなると、今後、関係者が自己に不利益が及ぶことを憂慮し発言を控えるなど、必要となる具体的、客観的な情報が十分得られなくなるおそれがあり、今後の火災原因調査に著しい支障を及ぼすおそれがあり、第5号に該当すると主張している。

イ 関係者の供述については、上記4(3)⑤で述べたとおり、第1号に該当するものとして非公開が妥当と認められる部分については、当審査会としては第5号該当性を重ねて判断しないものである。

ウ しかし、第1号に該当しない部分については、第5号該当性を検討すると、供述は、消防法第32条第1項に基づくものであるが、関係者からの任意となっている。そのため、供述者名が公になると、実施機関が主張するように、今後、関係者が自己に不利益が及ぶことを憂慮し、発言を控えるなど、火災原因調査に必要な具体的、客観的な情報が十分得られなくなるおそれも否定できず、火災原因調査報告書の作成に著しい支障を及ぼすおそれも認められる。

エ しかし、供述内容には、4(3)⑤で述べたとおり、供述者である個人を特定できる部分のみではなく、単に店内及び火災時の状況等のように他の情報と照合したとしても、供述者を識別することができる、又は、他の情報と照合することによって供述者を識別することができる情報とは認められない情報も認められ、それらの情報を公開したからといって、直ちに必要な供述を得られなくなるとまでは認められない。

オ したがって、供述書のうち個人が特定できない部分は、第5号に該当するとは認められず、公開することが妥当である。

③ ガス事業者名について

ア 実施機関が非公開としたガス事業者名については、火災原因調査報告書の作成のための参考資料として添付された報告書（ガス管確認結果）に記録されたもので、公にすると、ガス事業者から報告書を得ることが困難になり、火災原因調査報告書の作成に支障になるという主張と解される。

イ しかし、ガス事業者は都市ガスを管理する事業者であり、事業者名を公にしたからといってガス事業に支障が生ずるという理由も特に認められないことからすると、事業者名を公にすることによって報告書の作成等がなされないということは認められず、第5号の事務事業の支障になるものとは認められないため、公開することが妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書の非公開の不当性に関するもののほか、聴取内容の記

録についての不適切さを主張しているが、この主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------|-------------------------------|
| 平成18年12月 7 日 | 実施機関からの諮問 |
| 平成19年 1 月19日 | 実施機関が弁明意見書を提出 |
| 平成19年 3 月 8 日(第1部会) | 審査請求人及び実施機関からの口頭意見 聴取並びに審議 |
| 平成19年 4 月13日(第1部会) | 審議 |
| 平成19年 5 月11日(第1部会) | 審議 |
| 平成19年 7 月13日(第1部会) | 審議 |
| 平成19年 8 月 9 日(第1部会) | 審議 |
| 平成19年 9 月12日(第1部会) | 審議 |

6 答申に関与した委員

吉野正，白杵昭子，多田利隆，福山道義

別 表

| 対 象 公 文 書 | 非 公 開 部 分 | |
|---------------------------------------|------------|--|
| 火災原因判定書の「3 出火箇所の判定」 | (4)関係者の供述 | 1 行目 30文字目から32文字目 4 行目 13文字目から14文字目 |
| 火災原因判定書の「4 出火原因の判定」 | (1)ア放火について | 2 行目 9 文字目から12文字目 |
| | (2)イ | 2 行目 9 文字目から12文字目 |
| 「聴取日時平成18年7月20日13時30分～14時00分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| | 供述内容 | 1 行目 25文字目から34文字目 |
| | | 2 行目 1 文字目から 3 文字目 |
| | | 2 行目 10文字目から12文字目 |
| 「聴取日時平成18年7月20日15時50分～16時20分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| | 供述内容 | 1 行目 17文字目から30文字目 |
| | | 2 行目 24文字目から25文字目 |
| | | 3 行目 12文字目から13文字目 |
| | | 3 行目 31文字目から32文字目 |
| 「聴取日時平成18年7月26日10時10分～10時30分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| 「聴取日時平成18年7月15日4時05分～4時15分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| | 供述内容 | 1 行目 19文字目から20文字目 |
| | | 2 行目 5 文字目から 6 文字目 |
| | | 3 行目 7 文字目から 8 文字目 |
| | | 5 行目 14文字目から15文字目 |
| | | 8 行目 1 文字目から 2 文字目 |
| | | 11行目 18文字目から19文字目 |
| | | 13行目 13文字目から14文字目 |
| | | 14行目 5 文字目から 6 文字目 |
| | | 14行目 11文字目から12文字目 |
| | | 20行目 3 文字目から 4 文字目 |
| | | 20行目 9 文字目から22文字目 |
| | | 21行目 4 文字目 |
| 「聴取日時平成18年7月20日16時40分～16時55分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| | 供述内容 | 1 行目 19文字目から20文字目 |
| | | 2 行目 1 文字目から 2 文字目 |
| | | 3 行目 6 文字目から 7 文字目 |
| | | 3 行目 35文字目 |
| | | 4 行目 1 文字目 |
| | | 7 行目 6 文字目から 7 文字目 |
| | | 11行目 4 文字目 |

| | | |
|---------------------------------------|-----------|-------------------|
| | | 12行目 32文字目から35文字目 |
| | | 13行目 15文字目 |
| | | 15行目 7文字目から11文字目 |
| | | 15行目 17文字目 |
| | | 15行目 24文字目から25文字目 |
| | | 15行目 28文字目から32文字目 |
| 「聴取日時平成18年7月20日15時22分～15時35分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| | 供述内容 | 1行目 19文字目から20文字目 |
| | | 4行目 31文字目から32文字目 |
| | | 6行目 1文字目から2文字目 |
| | | 10行目 7文字目から8文字目 |
| | | 12行目 15文字目から16文字目 |
| | | 13行目 17文字目から18文字目 |
| | | 14行目 12文字目から13文字目 |
| 14行目 17文字目から18文字目 | | |
| 15行目 7文字目 | | |
| 「聴取日時平成18年7月20日15時35分～15時50分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| | 供述内容 | 1行目 19文字目から20文字目 |
| | | 2行目 1文字目から2文字目 |
| | | 9行目 7文字目から10文字目 |
| | | 9行目 21文字目から27文字目 |
| | | 10行目 5文字目から7文字目 |
| | | 10行目 17文字目から18文字目 |
| | | |
| 「聴取日時平成18年7月20日18時30分～18時40分」の質問調査報告書 | 被質問者住所 | |
| | 被質問者氏名・年齢 | |
| | 供述内容 | 1行目 19文字目 |
| | | 2行目 1文字目から2文字目 |
| | | 5行目 4文字目から5文字目 |
| | | 5行目 9文字目から14文字目 |
| | | 5行目 25文字目から29文字目 |
| | | 5行目 32文字目から34文字目 |
| | | 6行目 1文字目から2文字目 |
| | | 6行目 10文字目から13文字目 |
| | | 6行目 17文字目から19文字目 |
| 6行目 24文字目から25文字目 | | |

(注1) ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数えたものである。

(注2) ○文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字から1文字目として、順次数えたもので、文頭の空白は1文字とはみなしていない。なお、年月日、時間、人数等の数字は二桁以上の数字であっても1文字と数える。

